

鳩山町議会災害対策指針

【策定の背景】

議会は、条例や予算等の審議・議決をして、鳩山町の将来を決定する議決機関であり、執行機関の事務執行が適正に行われているか監視する機関である。

他方、東日本大震災や令和元年台風第19号による大雨被害等を教訓に、災害時にあっては、これらの本来の機能とは別に、執行部と連携し、的確な被災状況の把握や行政への情報提供、地域への情報伝達等を行い、町民の生命、身体、財産の保護につなげていく役割を果たすことが求められている。

よって、本町議会は、災害時における議会及び議員のとるべき対応等を明らかにするため、次のとおり災害対策指針を定める。

【1】基本方針

- 1 鳩山町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置された場合、職員が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう、必要な協力・支援を行う。同時に議長は必要に応じ、「議会災害対策本部」を設置する。
- 2 議会は、町対策本部と連携し、国、県、関係公共機関等に適宜適切な要望活動を行い、町の復旧・復興の取組みを支援する。
- 3 広域的な応援体制が必要であると判断した時は、近隣自治体の議会と積極的に連携する。

【2】議会災害対策本部の組織及び議員の行動

- 1 議会災害対策本部は、鳩山町議会議員をもって構成し、町対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- 2 議長は、議会災害対策本部長として事務を統括し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。
- 3 議員は、自身の安全と家族の安全を確保したうえで、地域の一員として町民の安全確保と応急対策にあたり、共助の取組みが円滑に行われるよう務め、地域の状況を必要に応じて議長に報告する。
- 4 町対策本部が災害対応に専念できるよう、議員からの要望・意見は、緊急の場合を除いて「議会对策本部」を経由して提出する。
- 5 情報の伝達手段は、グループメーリングリストで送受信を行い、情報の共有を図る。

【3】議会災害対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 議員の安否確認を行う。

- 2 町対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供する。
- 3 議員からの災害情報や地域の状況等を収集・整理して町対策本部に提出する。
- 4 町災害対策本部に対し、必要に応じて要望及び提言を行う。
- 5 町対策本部と連携し、国、県、関係機関に対して、必要に応じて要望等を行う。
- 6 その他議長が必要と認める事項。

【4】初動期の対応（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

1 議員の対応

- ① 議員は町内で震度5以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や避難場所の誘導等にできる限り協力する。
- ③ 議員は、議会災害対策本部から受ける報告及び情報を適切に扱い、地域への情報伝達及び情報発信をするよう努める。

2 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に被害及び町対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長は、被害状況の報告を受け、必要に応じて議会災害対策本部を設置する。
- ③ 議長は、議会災害対策本部を設置したときは、町対策本部長に通知する。

【5】その他

- 1 当該指針に改変が必要な場合は、議長が発議する。
- 2 その他当該指針に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。